

八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための 評価会議 開催要綱

(目的)

第1条 八王子市子ども家庭部の所管する公の施設である学童保育所の管理を行う指定管理者の選定を、公正かつ適正に実施するため、八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議(以下「評価会議」という。)を開催する。

(評価等)

第2条 評価会議において指定管理者候補者に関する次に掲げる事項を評価する。

- (1) 優良事業者の可否判定に係る対象事業者の評価(第三者評価)
- (2) 優良事業者に決定した事業者からの事業計画書等申請書類の評価
- (3) 公募による事業者の選定に係る選定基準に基づく評価
- (4) その他

(構成)

第3条 評価会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 財務の専門家
- (3) 公立小学校長
- (4) 子ども家庭部長
- (5) 学校教育部長
- (6) 生涯学習スポーツ部長
- (7) その他、所管部が必要と認める者

(会議)

第4条 評価会議は、意見の聴取を円滑に行うため、必要に応じて参加者から座長を選出することができる。

(庶務)

第5条 評価会議の庶務は子ども家庭部において処理する。

(謝礼)

第6条 評価会議の参加者に対して謝礼を支給する。ただし、公立小学校長及び市職員については、この限りでない。

- 2 謝礼の額は、参加日ごとに5,000円とする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年(2022年)3月31日をもって、その効力を失う。